

る想定をされているのか、交渉の場所をどう考えておられるのか。河野農相は、交渉を早く妥結するには、ロンドンには不便だから、モスクワか、東京でなければいかぬ、むしろ東京がいいと言っております。また鳩山総理は、必要とあればモスクワに行くことも辞さないと言われたと報ぜられております。交渉の場所の点をどう考えておられるか。今度の交渉は、非常に重要なものとなるかと思っておりますが、全権をだれにするのか、鳩山総理みずから当られるおつもりかどうか、または河野農相が言うように重光外相か、芦田氏をあげられるのか、それとも従来通り松本全権をもって当られるのか、今度の条約や協定にいう平和条約、または外交関係の回復とは、内容的に言ってどんなことを意味しておるか。交渉妥結の方式に平和条約方式と、いわゆるアデナウアー方式とあると言われておりますが、これをどう考えられるのか。松本全権はロンドン交渉の結果、また、河野農相はモスクワにおけるブルガーニン首相との会談の結果、ソ連は、齒舞、色丹の返還以上は絶対に譲らないことが明瞭になったと言っておりますが、鳩山総理、重光外相は、この点をどう考えられるのか。自由民主党の岸幹事長は、妥結の方式はあくまでも平和条約方式だと言っております。外務省は、従って重光外務大臣も、次のような考えたと伝えられ

ております。すなわち平和条約締結の際の焦点である領土問題について、南千島の返還をあきらめ、齒舞、色丹の返還だけというソ連側の要らざる主張の大筋に沿って、すみやかに交渉の妥結を決定すべき時だと、こう考えておられると伝えられております。果してそのなかのどうか。他方、河野農相は、ロンドン交渉で懸案となっておる領土条項、南千島等の問題はあと回しにして、まず戦争終結宣言をやり、大使を交換し、国交を回復する、いわゆるアデナウアー方式をとるべきだと主張しております。そして鳩山総理もこの考えだと報ぜられております。これらの点を鳩山総理はどう考えておられるか。今度調印された条約と協定を閣議で承認される場合は、交渉妥結の方式を平和条約方式にするか、アデナウアー方式にするかを決定しなければならぬでしょう。今はその決意の時ではありません。少くともその方式について、どんな考慮をめぐらしているかを具体的に表明し得るし、またせねばならぬ段階であります。詳細な、そうして明確な答弁を鳩山総理大臣と重光外務大臣に求めます。

第三に、河野農相のワシントンもうでについてお尋ねをいたします。外国電報によりますと、河野農相はアメリカに飛び、五月十九日にはダレス、マリー、ロバートソン等の國務省首脳部と会談をいたしております。一体この河野農相のアメリカ訪問は、鳩山総理の命令によるものか、重光外務大臣の同意に基づくものか、または河野農相の一人きりによるものか、まずその間の事情を明らかにされたい。また、どんな目的を持って行ったのか。アメリカ國務省の声明によりますと、河野農相は、日ソ漁業協定を説明をし、北太平洋漁業問題に関する意見を述べた。また、河野農相とダレス長官は、日ソ交渉を中心とする国際情勢、日米関係の強化に関する意見も交換したと明らかにいたしております。果してそのなかのどうか、非常に重要な条約と協定を結んだ全権が、直ちに帰国して、自国の政府に、国会に、国民にまず報告をし、承認を求めるところをしないで、輻躬如としてワシントンに飛ぶとは何事ですか。河野代表は、日本をアメリカの従属国に陥れるか、いかに大臣ではないか。鳩山総理大臣は、重光外務大臣は、日本の政府は、このアメリカのいかいらい大臣、河野農相に最大の侮辱を与えられたと思わないのかどうか。われわれ国会は、わが日本国民は、この国内に対しては傍若無人、無礼千万な、そうしてアメリカに對しては卑屈きわまりない河野農相の所業を断固として糾弾せざるを得ません。(拍手)

以上、三点の質問に対して明確な答弁を要求をいたします。(拍手)

「国会開會中何をぶらぶらしているか」と呼ぶ者あり

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

日ソ交渉の

内容につきましては、河野代表からまだ詳細な報告を受けておりません。河野代表は出発の際、政府と打ち合せた基本の方針のつとりまして、ソ連當局と交渉を行なったものであります。お説のような食い違いがあつたとは考えておりません。

第二の御質問に關して……漁業交渉の結果に關するコミュニケ中に、おそくとも本年七月三十一日までに、国交正常化に關する交渉を再開することが必要であることに同意をした旨述べられております。政府は、右によつて、日ソ間の国交正常化のための交渉を再開する準備を進めておりますが、国民の要望に従ひまして、主張すべきことは主張し、交渉の妥結のために努力をいたしたいと考えております。お説のような食い違いはございません。

（いつやる「アメリカに行つたのはどりいうわけだ」と呼ぶ者あり）アメリカに参りましたのは、今次の漁業協定は、その対象たる海域から見まして、アメリカ、カナダ等の漁場に關係が深く、従つて右兩國の十分なる了解を求めることが、本協定の実施上必要であるからであります。

それから日ソ間の協定妥結について御質問がございました。それは、国交回復等に關する日ソ交渉の場所いかんとの御質問がございましたが、これらの点につきましては、十分研究の上決定したいと考えております。

なお、日ソ交渉の全権はだれにするかというようなお話もありましたが、これらの点については十分慎重な態度で研究をいたしたいと思ひます。

日ソ交渉に當りまして、領土条項についてどう考えているかという御質問もございました。十分研究をいたしまして、情勢に必じ、わが国として最善と信ずる方法をとるよりほかありません。

右、御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵君) お答えいたします。

御質問の三点につきましては、ただいま總理大臣からお答えしたことに尽きておると思ひます。ただし私の考え方を答弁しろということでございますから、私からも申し上げます。

第一点は、漁業交渉が始まつたとき、どうして漁業交渉が始まつたかというに關連することでございます。御承知の通りに、日ソ国交回復の交渉はロンドンで進めておりました。これが遺憾ながら中止する状況になりましたので、そのときに、わが方の最も利害關係を有します北太平洋漁業の問題が急を要します。そこで漁業問題につきまして、ソ連との間の關係を調整

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行つた者のある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対價を受け、又は受ける約束で、特定の相手方と性交することをいふ。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目によれるような方法

で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 公衆の目によれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲

役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対價の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対價の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対價の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章 保護更生

(婦人相談所)

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行つた者のある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。
- 四 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置くなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもつている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(民生委員等の協力)

第十九条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)に定める更生

保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰

に關する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、究春又は究春の相手方となる行為その他究春に關する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

6 社会福祉事業法の一部改正(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。)

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 究春防止法(昭和三十一年法律第 号)にいう婦人保護施設を經營する事業

7 地方財政法(昭和二十三年法律

第九号)の一部を次のように改正する。

第十号中第七号の二の次に次の一号を加える。
七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する經費

〔高田なほ子君登壇、拍手〕

○高田なほ子君 ただいま上程されました究春防止法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告を申し上げます。

終戦後の世相の混乱は、生活の困窮と相俟つて道義の類處並びに性道徳の低下を來たし、人身売買の頻発とともに究春を行つた女子の数が著しく増加しましたことは、すでに御承知の通りであります。最も遺憾にたえないことは、日本國憲法は、基本的人權の尊重を確認し、かつ個人の自由と平等を明らかにして、その奴隸的拘束を除去すべきことを宣言したにもかかわらず、究春に關連してこれに反する事態がますます増加の傾向をたどりつつあることとあります。このような状況を黙過することは、善良の風俗の維持、保健衛生、特に女子の基本的人權の確保等の観点から、とてい許されないとはいへません。すみやかにこれが対策を構立してその実効を期さなければならぬものと考えるのであります。しかし、かしてこれが対策といはしましては、國民一般の生活の向上とともに、民主

主義的自覚、道徳観念の高揚、衛生思想の普及向上が要請されることはもとよりであります。これと同時に、売春を助長する一切の行為等を処罰する諸規定を整備強化するとともに、社会政策的見地から、その性格、行状または環境に照らして、売春を行い、また行うおそれのある女子に対し、保護更生の措置を講ずべき総合的文化立法制定の必要が痛感される次第であります。従来のこれに対する立法措置といはしましては、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律、この法律による、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法等があり、さらに地方公共団体が、各地の状況に応じそれぞれ制定した売春取締条例があつて、それらの運用によつてこれに対処して参つたのであります。けれども、これらの法令は、その制定の時期、立法目的等を異にしており、ために、これを総合的、統一的に運用することには実際上少からぬ困難があつて、十分その実をあげているとは申されない状態であり、そのため、かねてから総合的立法措置が叫ばれていたのであります。政府は、世論にかんがみ、昭和二十三年第二回国会に売春等処罰法案を提出いたしました。これは成立を見ないままにその後空白

の状態が続きました。この間多くの婦人たちが、売春禁止の目標を掲げて、血の出るような長く激しい運動を続け、参りましたことは、皆様も御承知の通りであります。昭和二十八年、第十回国会に日本社会党伊藤修議員ほか四名の議員提案が試みられ、自後、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回の各国会と、引き続いて議員による提案がされたのであります。遺憾ながら、これは不幸にしていずれも審議未了または否決の運命をたどつたのであります。しかしこの長い努力は、ついに昨昭和三十年、第二十二国会に提出された売春等処罰法案が衆議院法務委員会において否決された際に、「売春等に関する諸問題につき、すみやかに抜本的総合施策を樹立し、これを実施する必要がある。政府としては、内閣に強力なる審議機関を設け、その議を経て、行政措置、立法的措置、予算的措置等、総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては、次の通常国会に提出すべきである。」との決議を見、政府の積極的行動の要請が強くなされたのであります。他方、政府といたしましては、すでに昭和二十八年十二月、閣議決定によつて売春問題対策協議会を設け、諸般の研究が続けられました。さらに衆議院法務委員会の決議もありましたので、世論にこたへるために、緊急に法律案を立案する必要を認め、その作成の準備を進めると

ともに、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に應ずるために、総理府に売春対策審議会を設け、これにより去る四月九日、売春等の防止及び処分に關する立法措置について適切な答申を得ることができました。これに基いて、関係各機関相協力して慎重に立案に当たり、今回この法律案を提出する運びに至つたものでございます。

本院においては、去る五月九日提案され、自民党横山フク議員、社会党高田なほ子議員、緑風会宮城タマヨ議員、第十七控室市川房枝議員が、各党をそれぞれ代表されて質問に立たれたわけであり、

次に、この法律案の内容の要点を申し上げますと、第一は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」という倫理規定を設けるとともに、売春を助長する行為を処罰することを定めたものでございます。特に法の適用に當つては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意すべきことが明記されておりますが、広範な文化政策を内容としたものでござい、すなわちこれが防止の対策としましては、売春を行つたおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、主として売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対價の收受、前

貸、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取り締まることにしたのであります。第二に、保護更生に關する措置として、地方公共団体に婦人相談所、婦人相談員を置いて、保護を要する女子に対する相談、調査、判定、指導等を行うこととし、また必要に應じて、要保護女子を収容保護する施設を設置することが出来るものと、これらの費用の一定額は国が負担または補助するものといたしてあります。第三に、売春婦の保護更生、売春業者の転廃業のため一定の猶予期間を設け、保護更生に關する規定を刑事処分に關する規定より先に施行するものといたし、また、売春に關する地方条例との関係を明確にしたことでもあります。

当委員会におきましては、関係当局に対し、適切かつ熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲るとにいたしました。そのうち重要な二、三点を要約したいと思います。

藤原委員、赤松委員、宮城委員、市川委員、西岡委員、高田委員、一松委員、羽仁委員の方々から、売春行為自体を処罰しないことはどういふ理由に基くものかとの質問に對しまして、「本法案は、売春婦に對する罰則適用が本旨ではなく、冷徹な検査は、立証の困難性もあり、かつ人権を侵害するおそれが多分にある、しかし第五条でおお

むねその趣旨は達成し得る」と答弁をされております。また、「第十一条第一、二項の、場所の提供、第十三条の、資金、土地、建物の提供の規定中、「情を知つて」とあるのは、業者に對して抜け穴を作つたものではないか」との質問に對しましては、「完全な善意のものを保護すること以外に、業者に對して抜け道を与えないという意図はいささかも持つておらない」旨の答弁がなされました。「本法附則、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行することになっておりますが、売春対策審議会の答申を受けて本法を立法して以上は、同審議会が定めた期日に施行すべきではないか、またその変更した理由はどうか」との質問に對して、「保護更生施設の整備、警察職員の充実、検察庁の事務的事情等から勘案して変更されたものである」旨の答弁がありました。「現在の法律や条例でも、これを活用するならば十分に売春取締りに効果をあげられるはずであるのに、政府の態度が煮え切らないために、女性の人権がじゅうりんされたままこれを黙認している場合が少くない。また、警察と業者とのなれ合ひで、取締りの手をことさら抜いておると思われるものさへ目につくのであるが、この法案が通過後も、この態度が改まらなければ、せつかくの本法の制定の意義が、はなはだ弱いものになってしまうがど

「うか」との質問に對しましては、「世論の支持と監視のもとに、本法の適用に十分な留意をすることにも、また、隔れた悪質なじゅうりんを行つるものに対しては、刑法百七十四条以下の罰則規定を適用して、びしびし取締るのだ」という旨の答弁がありました。「また警察のあり方についても、今後十分に戒慎の上取締り等に従いたい」と旨の答弁がございました。それから「施行期日を再延長する意思はないか。業者の転廢業に際して国家補償を行ふ意思があるかどうか」との質問に對しましては、「いずれもその意思はない旨の牧野法務大臣以下法務当局及び厚生当局からの答弁がありました。

かくて質疑を終了して討論に入りましたところ、赤松委員から社会党を代表して、「この法律にはまだ不備な点が多くあるのでありますが、今後その不備の点を十分完備し、もつて理想に近づくように努力したい」との趣旨の賛成意見が述べられ、また、一松委員から自由民主党を代表して、「單純売春問題に對する施策や本法案に織り込まれておる保護更生の問題については、政府当局において本法案の目的を達成するよりに十分な方策を立てられんことを特に要求するとともに、業者に對しても、合法的に彼らの将来に向つて更生ができるよりに、これを指導誘掖する施策を十分に研究の上実施された」との趣旨の賛成意見が述べられ、

次に、宮城委員から緑風会を代表して、「政府当局においては、ことに人の尊厳とともに性道徳に對する純潔の觀念は、女性のみならず、両性に平等であつて初めて善良の風俗が維持されるものであり、また、これには国民生活を安定させることが必要で、政府はこの点についても特に力を入れる施策を樹立するよう要請するとともに、さらにこの法律の不十分な点を改め、理想に向つて前進してもらいたい」との趣旨の賛成意見が述べられ、次のような附帯決議が提出されました。右、附帯決議案をこの際朗讀いたします。

附帯決議

本法案が人の尊厳、性道徳の純化、社会の善良の風俗の保持のための画期的な立法であることと、当委員会の審議において、なお不十分な諸点が認められた経緯にかんがみ、政府は、さらに一段の努力をもつて、一、本法案第五条の罪を犯した女子に對する保安処分の規定を設けること。二、売春行為を処罰対象とするかいかについて、さらに検討を続けること。三、要保護女子に對する保護更生の各般の施設について徹底的充実をはかること。四、生活保障に關する諸立法の適切な運用によつて転落主因の防止につとめること。五、本法案施行に當り、地方公共団体への国庫負担等の予算措置に遺憾なきを期することとし、もつて本

法案の目的の達成に遺憾なきを期せられたい。
右決議する。

かゝる討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、付帯決議案について採決に入りましたところ、これまた全会一致をもつて、委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に對し討論の通告がございします。順次發言を許します。最上英子君。

〔最上英子君登壇、拍手〕

○最上英子君 私は、ただいま上程されております売春防止法案に、自由民主党を代表いたしまして、簡単に賛成の意を表するものであります。(拍手) 終戦後の混乱による道義の廢頽と、占領軍の駐屯と、生活の困窮等の事情により、売春婦はいわゆる赤線、青線、街娼の数を合せて五十万を数えるほどに至り、これらの人々の各方面に及ぼす影響は、すでに重大な社会問題となり、これが取締り防止法の制定は、国民のひとしく熱望するところであり、政府は、今回この要望にこたえます。また第二十二国会の自由民主党の決議に基き、先般、内閣に売春問題対策審議會を設け、民間人を初め、各党から代表の参加を求め、超党派の審

議機關を作り、審議して参りました。その答申案に基き、政府は本法案を国会に提出したのであります。案の内容につきましても、多少の欠点はありますが、わが国の現状から見て、この程度でやむを得ないことと信じ、賛成するものであります。

次に、法案のうちで問題となりました条項は、売春行為自体を刑罰の対象としない点でありましたが、委員会においてもこの問題が審議の中心となりました。元來、彼女たちの多くは、好きこのんで売春する者はなく、いずれも経済上の問題とか、家庭の事情によつて余儀なく行われるものであり、一つには、憲法上人権を尊重する意味からして、本法案を認めたのであります。諸外国の例を見ましても、まず業者を処罰し、漸を追つて本人に及ぶという数段階の歩みをたどつてゐるやうです。特に注意すべきことは、本法案の実施により、全国五十万に上る売春婦の生活問題であります。貯蓄に乏しい彼女らは、親元、子供たちへの送金

はもとより、その日から生活に困ることとは明らかであります。もしそのままに放置しておくならば、反面において、おそるべき犯罪を起さないとはいえませんが保証することができません。この点は委員会においても、しばしば論議され、また附帯決議案にも示されてある通りであります。もちろん彼女たちの相談相手として、各府県には

相談所を設け、相談員を置くとの規定はありますが、最も必要である彼女らを保護收容し、更生させるための施設について、本年度は予算の措置さえ講じておらぬ状態です。更生施設は、売春対策とは不可分の關係にありますから、政府は、これを府県だけにまかせずに、国家も保護更生施設を擴大強化して、転業する彼らの将来に光明を与えられるよう希望するのであります。

なお、本法案の実施期間に對し、一年あるいは二年の準備期間を置いたため、一部では、業者に對する保護政策であるとの批判もありますが、長年經營する事業を国家が廢止させる場合は、立法上当然のことと認める次第であります。

最後に一言申し上げます。八十有余年の長きにわたる廢娼運動の歴史は、本法案の成立により、初めて実を結ぶのであります。先輩の婦人たちが、婦人参政權獲得に戦つるとともに、廢娼運動を推し進めて参りましたが、その女性史を顧みまして、婦人の立場から、感慨無量のものがあり、まことに喜びにたえません。ここに至りましたのも、売春問題対策審議會委員の皆様と、衆参両院議員の御協力によることと、深く感謝いたします。

以上をもちまして、本法案に對する賛成の意見といたします。(拍手)

この業が続けられるというよりなごことになりますと、法はあつてなきがごとき結果にならうかと存じますので、その点も十分心せられまして、牧野大臣が言明されましたように、びしびし法の適用を心からお願ひ申し上げます。

ところが現在におきましてはいかががでしようか。警官と業者の結びつきというものは想像以上に根深いのであります。一、二の例をあげますと、赤線、青線区域の警官のみならず、署長クラスの転任、就任に際しましては、はなはなしい歓迎のうたげが催されておりました。多額の金品が贈与されておるのであります。あるいはまたさらに、付近の交番の増設の場合、ほとんどのといつてよいくらい、業者の寄付に依存しておると言われます。過日、私は兵庫県の尼崎市へ参りました。同市におきましては、従来の飲茶街が住宅街のまん中になったために、子女に及ぼす影響が問題となり、婦人会等の反対運動の結果、転廃業ということになりました。ところが業者は、元某紡績工場の空襲による焼け跡四万六千坪を買収いたしました。大々的に遊廓の建設を急いでおります。現に百名の女をかかえ、来年一ばいで千六百名の女を持つ一大遊廓を作り上げるのだと豪語いたしております。私も、その規模の大なるに驚き、かつあきれたのであります。ところが現在でも許されるでございましょうか。そこで國

会に充春防止法成立の公算大なるとき、かかる建設をして、法案通過のときはどうするかと質問いたしました。ところが彼らは、ごう然としたしまして、あんな法律が通つても平気だ、幾らでも抜け道はある、すでにそれだけの関係方面と打ち合せつやつておるのだから心配はないと断言いたしております。しかも驚いたことに、その大門通りといわれる入口には、実

にりつばな交番が建てておりました。あとで建設の青写真を見せてもらつたところ、その中に交番がある。これは業者が建てて警察へ贈つたのだと申し出ておりました。私は議員であることを隠して参りましたので、内容をすべて聞くことができたのでございますが、これは何たることでしょうか。業者を取り締まる警官が、その供応を受けますることさえあるに、なお警察の公けの出張所であるその交番を業者から贈られてこの現状で、果して眞の使命が果せるかどうか、ここに問題が内包されておるのでございます。これが見て見ぬふりところか、陰で業者を指導し擁護する結果となるのであります。現在の青線業者や赤線業者の中に、相当数の署長上りを初め、多数の警察官が業者となつており、さらに業者の用心棒として警察に顔をきかせておる者さえ多数ございます。このことを最も雄弁に物語つてゐるのではないで

決意を持つて法を守るために忠実であるならば、現に調布のごとく、九州八幡のごとく、業者は自発的に転廃業し、みずから正業に更生し得るのであります。私はここに、五月四日の日本

観光新聞を見てあせんといたしまして、大きな見出しで「ヒナ壇の料亭内閣」と題し、鳩山総理を初めといたしまして多くの閣僚諸公の名前がずらりと並んでおります。さらに「ズラリと並んだ経営者、かせぎ出す政治資金、女将すなわち愛人、龍殿」と、いろいろ書き立てております。私は信じたくございません。けれども、人身売買を禁止しようとする法案提出の内閣が、人身売買を内包する前借で自由を束縛して、しかも業者の多くが充春をしなければならぬ仕組みのもとに弱い女を搾取する業態を経営し、または経営させるがごときことで、どこに綱紀の肅正、道義の高揚がありましょ。青少年の不良化を叫ぶ前に、女性の貞操を云々する前に、みずから反省し、率先して範を世に示すべきでありましょ。かくすることによつて、下部取締官も初めて奮起するでありましょ。幼い婦女を、いわゆる水揚げなる名のもとに、これをじゅうりんして恥じない行為を、多数の金品をかかえ主に握らせ、料亭にまいて、そうして獸欲を満たしておる特権階級を憎みます。これが根絶をいたしますために、刑

法百七十四条以下の適用と、法務大臣の言明をそのまま、びしびし行使することを進言しないではいられないのであります。今回の法のごとく不完全なものでも、なお業者は、施行期日を延期をしよう、あるいは転業の国家補償を主張して、ひもつき議員をしてこれが主張を続けておられますことは、許すべからざる問題でございます。私どもは、附帯決議が満場一致委員会で決定され、このことを広く要望していることを、この際銘記いたしました。この

慣頼にこたえられよう希望いたします。さらに私がおの、社会党案とあまりにも相違した不完全な本法案に賛成しなければならぬのは、充春をともかくにも悪と規定してほしい、青線、赤線業者を断じて廃止させてほしいという全国的な世論がございまして、わが党案を固持いたしますと、本國會におきまして、あるいは通過できない危険もございまして、涙をのんで、社会党はそのまず第一歩といたしまして、社会党案を引き下げまして、修正も断念いたしました。そうして政府提案になる本法案に對しまして賛成をいたすわけでございますが、最後に業者の集団入党によりまして、うわさがまき散らされましたときに、砂田組織局長ですか、あの方から、集団入党は拒否したと発表されました。ところが、奈良県下において、大阪府下にお

いて、和歌山県下において、すでに業者は自由民主党に多数集団入党をいたしてあります。このことが、将来期日の延期を策する動機となりましょ。国家補償を求めその力となりましょ。これをおそれまするとき、どうぞ本法案に御賛成いただきました皆様方とともに、充春審議会をも督励いたしまして、必ずかかる悪が滅びるような成果をあげて心をから期待いたしまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 須藤五郎君。
〔須藤五郎君登壇、拍手〕
○須藤五郎君 昨年の第二十二特別國會におきまして、すべての政党の議員有志の共同提案で提出されました。また世論も強くこれを支持したにもかかわらず、ついに充春取締法案がつぶれてしまいました。これで五たび流産をしたわけでありま。國民は、今日ではどんな政党が、どんな政治勢力が充春制度を維持しようとしてゐるかというところを、一そりはつきり知るようになりま。しかし、良識ある人たちは、これと戦つて決意をますますかためておりますし、充春禁止法制定促進協議会に結集しました三十以上の婦人団体は、ますます決意をかためておるであります。そうして、今日小選挙区法案、健康保険法改正法案、教育関係法案など、いわゆる反動法案を、世論を

無視し、無理やりに通過させようとしておられます。五たび目の目を見なかつた充春禁止法案が通過しようとしておられますことは、まことに意義の深いものだと思つております。これは、婦人の願いが、いかに強いかということを示しておるものであります。戦後十年間におきますところの日本国民の半数以上を占める婦人の努力の結晶だと思つております。私はこの際、この壇上から、全婦人の努力に対し感謝すると同時に、明治のころから、あらゆる迫害の中で、この運動に全生涯を捧げ、努力を傾けてこられた人々に対し、心から敬意を表するものであります。(拍手)

一体、充春の原因というものはどこからくるか、これは封建制度と生活苦からであります。特に戦後の従属政策、また軍事基地化が、これに拍車をかけておることは確かであります。今日、日本には五十万の充春婦がおるのではありません。皆さん、この充春法を効果あらしめるためにはどうしたらいいか、充春をなくすためにはどうしたらいいか。それはまず第一に、生活の保障を徹底すること、これが必要であります。男女とも結婚適齢期になるならば、安心をして結婚のできるよう生活を保障することが私は必要だと思つておられます。ところが、今日におきますは、日本の働く人たちは、低賃金に悩ま

されておる。結婚しようにも結婚できないというのが現状であります。まず、われわれはこの状態を解消する責任があると考へるものであります。また皆さん、転落していく婦人に対しては保護することは絶対必要な要件であります。政府はこれに対してどのようなことを今日やっておるのでありますでしょうか。私はここで、婦人保護費について少し触れてみたいと思つておられます。厚生省の婦人保護更生関係の全費用は、わずか六千五百万円です。そのうち一時収容保護費が二百二十万円、八カ所二十人ずつで百六十人の費用しか見込まれていないのであります。また婦人保護費として七十七カ所二千五百万円、こればかりの金しか予算が組まれていない。皆さん、今日F86ジェット戦闘機は一機で一億六千万円です。この婦人保護費の二倍半にも達するF86ジェット戦闘機を、三十一年度におきますには百十機増強する予定になつておるのではないのでしょうか。また最近非常に有名になりましたところの中古エンジンの問題にいたしまして、一つがわずか七万二千円で払い下げた品物が、防衛庁が買入れるときには一つ千二百五十万円になつておる。この中古エンジンを政府は六台買入れ入れておられますが、合計いたしますと七千五百万円です。婦人を守るために、保護するためには、わず

か六千五百万円しか出さない政府が、防衛庁だけでも、中古エンジンを買いに七千五百万円という金を湯水のごとく使つておる。皆さん、これでは絶対政府は予算がないといふことは言えないではないでしょうか。このように、ほんとうに国民のために使つて金がないのであるというものが、政府の予算の性格ではないでしょうか。これが私は、はなはだ問題だと思つておられます。この法案を一々調べますと、内容に對しましては非常な不備が多い。一々指摘することのできないくらい不備な点があります。その点は藤原議員も指摘しておることです。私たちが全く同感です。ここで一つだけ触れておきますが、政府から提出されました説明書によりますと、充春業者、金業者、業者に抜け穴を教へておる結果となつておられます。たとえば業者が旅館、アパートに変更した場合、本法を適用しないとされておられます。これでは全く仏作って魂を入れずということになります。しかも、これをわざわざ政府の説明書に入れておられます。世間は、こう言つておられます。政府は抜け穴を教へておるのであると、世間では笑つておられます。こういうことでは、法を忠実に実行する心がまえがあるかないか、全く疑わしいと私たちは考へるわけでありまして、

皆さん、中国は、かつて充春に關しては有名な國でありましたが、毛沢東主席が政權を担当した今日では、世界一りっぱな國となつておられます。その原因はどこにあるか。すなわち充春の原因であるところの封建制と生活の困難がなくなつたからであります。人民が解放されたからだと私たちは考へます。皆さん、この法案は、本日当国会におきますと、歴史的な通過をするわけでありまして、私たちは、戦いはまさにこれからである。われわれは民族の解放に向つて戦つて行かなければならないという覚悟を新たにするものであります。民族の解放なくして、人民を解放することはできないのであります。以上、述べましたごとく、不備の点は多々ありますが、一歩前進する、この一歩前進を認めまして、私はこの法案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午後二時三十七分散会

○本日の會議に付した案件
一、土地調整委員会委員長及び同委員会委員の任命に關する件
一、日ソ漁業協定に關する緊急質問

一、日程第一 充春防止法案

出席者は左の通り。
議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員
加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
柏木 庫治君 奥 むめお君
井野 碩哉君 山川 良一君
森田 義衛君 村上 義一君
三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 俊作君
豊田 雅孝君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
小林 武治君 後藤 文夫君
武藤 常介君 白波瀨米吉君
松原 一彦君 西岡 ハル君
井上 清一君 伊能 芳雄君
小澤久太郎君 青柳 秀夫君
佐藤清一郎君 有馬 英二君
仁田 竹一君 滝井治三郎君

七四五

昭和三十一年五月二十一日 參議院會議録第五十一号 充春防止法案

昭和三十一年五月二十一日 参議院會議録第五十一号

関根 久藏君	吉田 萬次君
白川 一雄君	木村 守江君
菊田 七平君	中川 幸平君
田中 啓一君	柳原 亨君
上原 正吉君	藤野 繁雄君
木島 虎藏君	宮田 重文君
谷口弥三郎君	三浦 義男君
石原幹市郎君	中川 以良君
中山 壽彦君	鶴見 祐輔君
青木 一男君	野村吉三郎君
津島 壽一君	苔米地義三君
大野木秀次郎君	佐野 廣君
宮澤 喜一君	大谷 贊雄君
石井 桂君	雨森 常夫君
西川弥平治君	白井 勇君
高橋 衛君	最上 英子君
寺本 廣作君	小瀧 彬君
青山 正一君	紅露 みつ君
石川 榮一君	石村 幸作君
鯛木 享弘君	横川 信夫君
松岡 平市君	鈴木 強平君
平井 太郎君	川村 松助君
堀 未治君	西郷吉之助君
堀木 鎌三君	笹森 順造君
黒川 武雄君	木村篤太郎君
大屋 晋三君	高田なほ子君
久保 等君	加藤シツエ君
安部キミ子君	岡 三郎君
海野 三朗君	河合 義一君
三輪 貞治君	三木與吉郎君
小西 英雄君	上條 愛一君
井村 徳二君	重政 庸徳君
荒木正三郎君	三橋八次郎君

小笠原三男君	入交 太藏君
川口爲之助君	平林 剛君
竹中 勝男君	赤松 常子君
木内 四郎君	深水 六郎君
山下 義信君	藤原 道子君
井上 知治君	草葉 隆圓君
野濤 勝君	栗山 良夫君
村尾 重雄君	相馬 助治君
佐多 忠隆君	市川 房枝君
八木 幸吉君	須藤 五郎君
鈴木 一君	成瀬 幡治君
江田 三郎君	亀田 得治君
小林 孝平君	矢嶋 三義君
片岡 文重君	重盛 壽治君
吉田 法晴君	大和 与一君
加瀬 完君	藤田 進君
湯山 勇君	近藤 信一君
田畑 金光君	大倉 精一君
永岡 光治君	阿具根 登君
天田 勝正君	松浦 清一君
秋山 長造君	棚橋 小虎君
羽生 三七君	松澤 兼人君
中田 吉雄君	森下 政一君
岡田 宗司君	戸叶 武君
三木 治朗君	
國務大臣	
内閣総理大臣	鳩山 一郎君
法務大臣	牧野 良三君
外務大臣	重光 葵君
厚生大臣	小林 英三君
政府委員	
法制局長官	林 修三君
法務政務次官	松原 一彦君

外務参事官 高橋 通敏君
 外務大臣官房長 島津 久大君
 厚生政務次官 山下 春江君

参議院會議録第四十九号正誤

頁段行 誤 正
 六三 五から演習 演習地
 七二 二 信るすが 信するが
 七六 五 六 察議 審議
 七六 五 三 中小商業に 中小商業の

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三一 東京官報課